

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成 23 年 12 月 9 日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

この度の東日本大震災における被災地域にお住まいの皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

◆東日本大震災復興特別区域法の成立に伴う 確定拠出年金脱退一時金支給要件の緩和について◆

平成23年12月7日に東日本大震災復興特別区域法が参議院本会議において可決、成立しました。これに伴い、被災自治体が所定の手続きを行い、内閣総理大臣から認定を受ければ、復興推進計画の区域内に住所を有していた確定拠出年金加入者については、脱退一時金の支給要件が緩和されることになりました。

概要は以下のとおりです。

1. 脱退一時金支給要件を緩和するために必要な被災自治体の手続きについて

被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の復興に係る事業（例：商店街の復興や災害に強い街づくり等）を盛り込んだ復興推進計画を作成し、内閣総理大臣に申請します。申請が認定を受ければ、認定を受けた日から平成28年3月31日までの間、復興推進計画の区域内に住所を有していた確定拠出年金加入者については脱退一時金の支給要件が緩和されます。

2. 脱退一時金支給要件の緩和内容について

(1) 現行の脱退一時金支給要件

①企業型DCからの脱退一時金支給要件

次の全ての条件を満たす必要あり。

- ・他のDC制度へ資産移換の手続きを行っていないこと
- ・年金資産額が1.5万円以下であること
- ・加入者資格喪失月の翌月から6ヶ月以内であること

②個人型DCからの脱退一時金支給要件

上記①に該当しない場合は主に次の要件等を全て満たしていれば、受け取り可能。

- ・企業型DC加入者ではないこと
- ・個人型DC加入者となる資格がないこと(専業主婦、公務員等)
- ・60歳未満であること



- ・通算拠出期間(※)が1ヶ月以上3年以下、又は年金資産額が50万円以下であること
等

(※)企業型DC加入者期間と、個人型DC加入者期間(掛金を拠出した期間に限る)を合算した期間。また他の企業年金制度等から資産移換を行っている場合は、当該制度における加入期間等を合算しません。

(2) 緩和後の脱退一時金支給要件

①企業型DCからの脱退一時金支給要件

上記(1)①に同じ。

②個人型DCからの脱退一時金支給要件

上記①に該当しない場合、震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者については、主に次の要件等を全て満たす場合に脱退一時金の支給が認められます。

<企業型DC加入者であった者>

- ・震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ・請求日まで6月以上個人型DCでの掛金拠出なし
- ・年金資産額が100万円以下
等

<個人型DC加入者であった者>

- ・震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ・請求日まで6月以上個人型DCでの掛金拠出なし
- ・年金資産額が100万円以下
等

3. 施行日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日

以上

